

○小金井市後援等名義使用承認事務取扱要綱

平成13年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、市民生活の向上に貢献すると認められる行事や事業、催物など（以下「行事等」という。）に、小金井市（以下「市」という。）又は小金井市長（以下「市長」という。）の名義を使用（以下「名義使用」という。）する区分を後援、共催、協賛及び推薦（以下「後援等」という。）の4種類とし、その承認基準等について必要な事項を定め、事務の適正な執行を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱中の用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 後援 市が市民などで組織された団体又は機関など（以下「団体等」という。）が企画した行事等の趣旨に賛同し、円滑な実施ができるよう、市民への周知などに便宜を図り、協力することをいう。
- (2) 共催 市が他の主催者と共同し、同等の立場で行事等を企画し、経費や事務の一部を直接又は間接的に分担して、円滑な実施を図る共同主催のことをいう。
- (3) 協賛 市が行事等の趣旨に賛同し、助力することで、後援に準ずるものという。
- (4) 推薦 市がその趣旨に賛同し、映画や演劇、図書などで優良な内容を有するものを市民に薦めることをいう。

(承認の基準)

第3条 後援等の名義使用の承認の基準は、行事等を主催する団体等からの申請に基づくもので、市の施策の推進に寄与するものであって、市民の生活及び福祉の向上に貢献すると認められ、かつ、公益性があるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは除く。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれのあるもの
- (2) 宗教活動や政治活動を目的としたもの又は宗教団体や政治団体が主催するもの
- (3) 商品や作品の展示、販売、宣伝その他営利を目的としたもの
- (4) 特定の流派又は個人の発表会など私的な行事等に該当するもの
- (5) 主催者が明確でないもの
- (6) 過去に後援等の名義使用の承認を受け、その承認の条件等を履行しなかったもの
- (7) その他市長が不適当と認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、特に必要と認めた行事等については、市長はこれを承認することが

できるものとする。

(料金等の徴収)

第4条 行事等の入場料、出展料、参加費など（以下「料金等」という。）は、原則として無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は行事等の運営又は管理などに必要な経費の範囲内で、かつ、相当な割引措置等が講じられていると認められるものについては、所定の料金等の徴収を容認するものとする。公共的団体や社会福祉団体又はその他の公共の福祉の増進を目的とする団体等が、行事等の収益の相当額を寄附するために有料で行う行事等の料金等の徴収についても、また、同様とする。

(申請の手続)

第5条 後援等の名義使用を希望する団体等は、小金井市後援等名義使用承認申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添え、市長に申請しなければならない。ただし、他の官公署が主催する行事等に市が後援等を行うときは、この限りでない。また、市に団体としての届出（以下「登録」という。）を行っているものについては、その一部を省略することができるものとする。

- (1) 団体等の規約など、主催者の存在が明確となるもの
 - (2) 行事等に関係している役員の住所、氏名及び業務分担が分かるもの
 - (3) 行事等の内容及びその計画を明らかにするもの
 - (4) その他市長が必要と認めるもの
- 2 料金等を徴収する行事等については、前項で規定するもののほか、行事等収支予算計画書（様式第2号）を提出しなければならない。
- 3 行事等の実施に当たり、パンフレットやチラシ、ポスターなどの印刷物に後援等の表示をするときは、原稿などを提出するものとする。
- 4 前3項で規定する申請の手続は、行事等の実施期日の1か月前までに行わなければならない。
ただし、市長がやむを得ないと認めた行事等については、この限りでない。

(申請の受付及び承認)

第6条 後援等の名義使用の申請受付及び承認等の事務を担当する課（以下「担当課」という。）は、次の各号に掲げる団体等又は行事等の内容により定めるものとする。

- (1) 市に登録のある団体等は、その登録を所管する課
- (2) 市に登録のない団体等は、その行事等の内容又は目的などが関連している課
- (3) 前号で定める担当課が複数あるとき、又は担当課が不明のときは、総務部長が調整を行い、

主となる担当課を指定する。この場合、指定を受けた担当課は、後援等の名義使用の承認等に当たり、事前にその他の関係課と協議を行い、事務を執行するものとする。行事等に変更などの届出があったときも、また同様とする。

- 2 担当課は、後援等の名義使用の承認等に当たって、当該主管部長の決裁後、総務部総務課長の合議を得なければならない。なお、第3条第1項第7号及び第2項並びに前条第4項ただし書の規定に基づくものにあっては、当該決裁事項欄にその理由等を明記しなければならない。
- 3 担当課は、市の施設の利用を後援等の名義使用の申請内容の一つとしている行事等については、事前に当該施設の確認を行った上で、承認等を行うものとする。

(承認の期間)

第7条 後援等の名義使用の承認期間は、承認日から当該行事等の終了する日までとする。ただし、長期間にわたって定期的に活動等を実施する行事等については、承認日から6か月を超えない期間を限度に名義使用を承認することができるものとする。

(承認の条件等)

第8条 市長は、後援等の名義使用の承認の基準に基づき、適當と認めた行事等については、次に掲げる条件を付して、小金井市後援等名義使用承認通知書（様式第3号）を交付し、後援等の名義使用を承認するものとする。

- (1) 市は、名義使用の承認に当たり、補助金等交付の有無にかかわらず、共催を除き、当該行事等の運営又は管理などに必要な経費の負担は行わない。
 - (2) 行事等の実施に当たっては、実施場所の周辺住民に迷惑を及ぼさないよう十分注意を払うとともに、災害防止に努めるものとする。
 - (3) 行事等の参加者に対しては、公衆衛生や事故防止に十分配慮し、万一、事故等が発生したときは、直ちに被害者の救護など必要な措置を講ずるものとする。特に、花火の打ち上げ、模擬店などの飲食物の提供、山車や神輿の巡行及びパレードなどを予定しているときは、これらに關係する官公署等の指導や許認可を受け、事故や食中毒などの防止に努めるものとする。
 - (4) 環境の保全に留意し、行事等の終了に当たっては、速やかに原状回復に努めるものとする。
 - (5) 承認を受けた後援等の名義使用及びこれにかかわる市の協力内容を他の団体等へ譲渡し、又は転貸してはならない。
- 2 行事等に変更が生じたときは、直ちに担当課へ連絡し、指示を受けるとともに、小金井市後援等名義使用変更届書（様式第4号）を提出するものとする。
 - 3 行事等の終了後は、30日以内に、小金井市後援等名義使用完了報告書（様式第5号）を関係資

料とともに担当課へ提出するものとする。また、料金等の徴収を行ったものについては、行事等収支決算書（様式第6号）も併せて提出するものとする。

- 4 市は、共催を除き、後援等の名義使用を承認した行事等に係る事故の責任を負わない。
- 5 主催者は、行事等の実施に伴い、市に損害を与えたときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたものについては、これを減額し、又は免除することができる。

（不承認）

第9条 後援等の名義使用の申請に基づき、市長が不適当と認めた行事等については、小金井市後援等名義使用不承認通知書（様式第7号）により、承認できない理由を記載し、申請者に通知するものとする。

（承認の取消し等）

第10条 後援等の名義使用を承認された行事等で、承認の条件等を履行していないと市長が認めたときは、小金井市後援等名義使用承認取消通知書（様式第8号）により申請者に通知し、当該名義使用の承認を取り消すとともに、その旨を掲示場で公示するものとする。なお、承認を受けた行事等が、虚偽もしくは申請した目的を逸脱し、又は申請した内容と著しい相違があると認めたとき、及び第8条第2項の規定により、変更した内容が承認の基準又は承認の条件等に反すると認めたときも、また同様とする。

- 2 市長は、行政目的を達成するため、緊急やむを得ず、既に承認した名義使用にかかる市の施設使用など、市の協力内容について制限することができる。
- 3 前2項の規定により、後援等の名義使用の承認を取り消され、又は市の協力内容を制限されたことにより生じた損害等については、市はその責任を負わない。

（警告）

第11条 この要綱に規定する後援等の名義使用の承認を得ないで、行事等に名義使用をした団体等については、名義使用等の即時中止について（警告）（様式第9号）により警告するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

（その他）

第12条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。